

議員提出第十五号議案

介護・障害福祉分野の処遇改善と人材確保によるサービス提供体制の維持に向け た早急な対策を求める意見書

厚生労働省が示す第九期介護保険事業計画の基本指針によれば、二〇二五年には団塊の世代が全員七十五歳以上を迎え、更に高齢者人口がピークを迎える二〇四〇年に向けて、要介護高齢者の急増が見込まれています。一方で、生産年齢人口は急減し、介護・障害福祉分野の人材確保は喫緊の課題となっています。

公益財団法人介護労働安定センターの令和六年度「介護労働実態調査」によれば、訪問介護員の不足感が最も高く、八割を超えるなど、多くの事業所が人材不足によりサービス提供に支障をきたしていることがうかがえます。

人材不足の原因の一つとして、介護職の賃金水準の低さが挙げられます。その賃金水準は他職種と比較して低い状況にあり、厚生労働省の令和六年版「労働経済の分析」においても、介護分野では人手不足事業所ほど相対的に賃金が低く、平均的な水準以上の賃金は人手不足の緩和に効果があると分析されています。また、二〇二四年度の介護報酬改定で、訪問介護員の処遇改善加算が拡充された一方で、訪問介護の基本報酬が引き下げられました。その後も、訪問介護員を含む介護職員等の採用率は低下しており、人材確保が困難な状況にあります。こうした慢性的な人材不足に加え、基本報酬の引下げや物価高騰等も重なり、事業所の倒産や閉鎖が相次いでいることから、地域によっては事業所の経営不安や事業継続への懸念が高まるなど、訪問介護サービスの提供が困難な状況となっています。

こうした状況を踏まえ、国においては、二〇二七年度介護報酬改定を待たず、二〇二六年六月から介護従事者の処遇改善等を目的とした介護報酬の期中改定を実施したところです。しかしながら、物価高騰や全産業における賃金上昇が続く中、介護・障害福祉分野の人材を確保し、安定したサービス提供体制を維持していくためには、今回の改定による処遇改善の効果や事業者の経営状況、地域ごとのサービス提供体制等を十分に検証しながら、引き続き必要な対策を機動的に講じていくことが求められます。

特に、訪問介護員（ヘルパー）の厳しい勤務環境の改善が急務となっています。大雨・台風・大雪などの悪天候であっても、利用者の命や生活を支えるため訪問が必要となる場合があります。ヘルパーは使命感と責任感に支えられ業務にあたっています。将来にわたり安定した介護・障害福祉サービスを維持するためには、次の措置を着実に講じていく必要があります。

一 訪問介護員（ヘルパー）の処遇改善を人材確保の最優先課題と位置付け、処遇改善加算の効果を検証し、基本報酬の在り方を含め、物価や賃金の動向、事業者の経営状況及び地域の実情を踏まえた、実効性のある策を講じること。

二 訪問介護事業所の経営安定化策を充実させ、特に、過疎地や地方部など、サービス提供に不利な条件を抱える地域においても、必要な訪問介護サービスが持続的に提供できるように、地域の実情を踏まえた支援策を講じること。

三 介護・障害福祉分野の人材確保をサービス維持の重要課題と位置付け、あらゆる機会を

通じた啓発活動を徹底し、職業の社会的評価向上を強力に推進すること。

四 物価高騰や全産業における賃金上昇を考慮し、介護・障害福祉分野の職員の更なる処遇改善・人手不足や職場環境改善に係るICT導入支援の継続、導入による職員配置基準の緩和を検討すること。

五 介護・障害福祉分野の人材の確保及び定着に向け、行政の責任において必要な研修体制を充実すること。

右、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

令和八年九月二十四日

大分県議会議長 嶋

幸 一

衆議院議長	森英介殿
参議院議長	関口昌一殿
内閣総理大臣	高市早苗殿
厚生労働大臣	上野賢一郎殿